

令和3年11月25日招集

## 第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和3年第11回狭山市農業委員会総会

---

令和3年11月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 農用地利用集積計画(案)について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (6) 議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、その他届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後2時40分

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘      主幹 吉澤 裕 二

---

事務局 定刻となりましたので、これより第11回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認を願います。  
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、その他届出について
- ・資料5 あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。  
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。  
それでは、これより第11回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

### 議 事

議 長 只今から、第11回狭山市農業委員会総会を開催します。  
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。  
今回は、議席番号5番 仲川委員と6番 横田委員にお願いします。  
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。  
農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1

(農業振興地域整備計画の変更について説明)

議 長 説明が終わりました。本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦勞様でした。

議案第2号審議の前に農地利用の最適化に係る活動について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 9月に全筆調査を実施し、今年度、新たに追加した不作農地について、改めて今月見回りをしたところ、遊休農地の雑草も概ね適正に管理されているようでした。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 全筆調査を行った場所の中で、問題のあった場所の見回りをして来ました。改善されている畑もありましたが、そのまま放置されている農地もありました。引き続き見回りをしていきたいと思えます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 最近2年ほど雑草の繁っている場所が2ヶ所かあります。1つは会えた時に声かけをするものの、改善が見られないという状況です。もう1ヶ所は全く会うことができません。これからの季節、火事などあってはいけなないので、この2ヶ所については重点的に見回りをしていこうと思っています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 全筆調査で不耕作地として上げている場所は、一部改善されているものの、直接働きかけができていない農地もあり、そのまま雑草が繁茂している場所が多い状況です。近隣の方から苦情があった農地で、所有者が柏原在住ということもあり、改善の難しい場所があります。上赤坂、原地区の新規就農者で、近くの畑を探しているということで、目ぼしい畑の地権者を確認の上、所有者に当たっているところです。話はまだ進んでいないので、今後また少しずつ進めていきたいと思えます。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 全筆調査の際に荒れていたところを確認の意味で回りました。除草がきれいにされているところもあれば、手が回らない場所もあるようなので、今後もパトロールをしていきたいと思えます。

議長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 高齢化のため水田ができない、あるいは面積が減ってくるだろうという中で、新しい品目の里芋やブロッコリー等の栽培状況を確認しながら現地を見させてもらって、認定農業者3軒に話を聞きに行きました。

議長 次に柏原地区齋藤推進委員、お願いします。

齋藤委員 11月22日に西の原地区、上沢地区の追跡調査をしました。一部の畑では除草作

業をされていてきれいになっていましたが、大多数の畑は手つかずの状態のまま変わっていません。今後も農地の見回りは継続していきたいと思います。

議長 次に水富地区高橋推進委員、お願いします。

高橋委員 全筆調査でチェックしたところを確認しましたが、改善されているところは少ないです。今後も見回りは続けていきたいと思います。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。次に、議案第2号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料2 総会議案書の2ページをお願いします。

利用権設定については、今回4件です。田が3809㎡、畑が23,810㎡、合計27,619㎡の利用集積となりました。

1件目、渡し人は上赤坂にお住いの方、受け人も上赤坂にお住いの方です。所在地は大字上赤坂字霞ノ丘20番1外11筆、地目は畑、合計面積は19,039㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

2件目、渡し人は青柳にお住いの方、受け人も青柳にお住いの方です。所在地は大字青柳字六万坊364番1、地目は畑、面積は3,000㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定、受け人は平成30年9月10日に認定農業者となっています。

3件目、渡し人は笹井にお住いの方、受け人も笹井にお住いの方です。所在地は大字笹井字坂上1993番1、地目は畑、面積は902㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定、受け人は平成30年9月10日に認定農業者となっています。

4件目、渡し人は上奥富にお住いの方、受け人も上奥富にお住いの方です。所在地は大字上奥富字鶴蒔657番、地目は田、面積は1,317㎡、権利の種類は6年間の賃貸借権設定です。受け人は、平成29年2月20日に認定農業者となっています。

5件目、渡し人は下奥富にお住いの方、受け人も下奥富にお住いの方です。所在地は大字下奥富字金堀1167番1外1筆、地目は田、合計面積は2,492㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定、受け人は平成27年10月25日に認定農業者となっています。

6件目、渡し人は笹井にお住いの方、受け人は柏原の法人です。

所在地は大字笹井字下仲居上1164番1、地目は畑、合計面積は869㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。受け人は、令和元年6月24日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市柏原字下双木1292番、地目は畑、地積は1,840㎡です。  
現在の利用状況は露地野菜の作付け、許可後も露地野菜の作付けが計画されています。  
譲受人は狭山市入間川に居住する農業者で、総耕作面積は27,032㎡、内訳は田が5,895㎡、畑が21,137㎡です。  
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願っています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市柏原字下双木1290番1、地目は畑、地積は1,508㎡です。  
現在の利用状況は耕起中、許可後も露地野菜の作付けが計画されています。  
譲受人は狭山市入間川に居住する農業者で、総耕作面積は27,032㎡、内訳は田が5,895㎡、畑が21,137㎡です。  
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願っています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。  
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市柏原字半貫1900番6、地目は畑、地積は925㎡です。  
現在の利用状況は露地野菜の作付け、許可後は柵の作付けが計画されています。  
譲受人は日高市の社会福祉法人で、**総耕作面積は0㎡です。**  
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願っています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。  
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字加佐志字普門寺111番2、地目は畑、地積は61㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は進入路です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字水野字本堀1029番1、地目は畑、地積は166㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

・ 駅、インターチェンジから 300 m 以内にある いいえ  
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 議案番号5整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字英1511番3、地目は畑、地積は94㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m 以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから 300 m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で医療事業を行っている法人です。転用目的は駐車場の整備です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適



- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第2項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員

議案番号5整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字町屋道771番3外2筆、地目は畑、合計面積は468㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号5整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上の原647番24、地目は畑、地積は984㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある　いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある　いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる　いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある　いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で運送業の事業を行っている法人です。転用目的は駐車場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適
- ・周辺農地への影響は　なし
- ・代替性は　適
- ・目的実現性は　適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議　長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号5整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字久保田1698番、地目は畑、地積は合計270㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けがされています。事業計画者は東京都でコンビニエンスストアの事業を行っている法人です。転用目的は店舗駐車場の拡張です。現状は大型2台、普通車11台、合計13台停められますが、今回は6台拡張です。農振除外は令和2年11月9日に許可されています。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号5整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字吹上742番1、地目は畑、地積は合計194㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中  
です。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細に  
つきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されて  
いますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当  
と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小野田  
委員

議案番号5整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字月見野611番6、地目は畑、地積は合計330㎡で  
す。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農  
地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細  
につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付され  
ていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第6号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号の説明】

大字下奥富字神田983番、地目は田、1, 175㎡について、双方合意による賃貸借の解約が令和3年10月20日に成立し、令和3年11月30日に土地の引き渡しが予定されていることから、農地法第18条第6項の規定により通知があったものです。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料4をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、2件2筆、地目は畑、合計面積4,508㎡、相続による届出です。整理番号2について、あっせんの希望が出ていますので、資料5あっせん台帳に記載してあります。

農地法第4条の規定による届出は、1件1筆で、地目は畑、面積990㎡、転用目的は住宅敷地です。

農地法第5条の規定による届出は、5件6筆で合計面積538.24㎡、田が342㎡、畑が196.24㎡です。転用目的は住宅敷地が4件429.24㎡、駐

車場敷地が1件109㎡です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は7件14筆です。

説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑等ありますか。

(なし)

無いようですので、次に、農地あっせん台帳について事務局の説明を求めます。

事務局

資料5をご覧ください。

こちらは、今年度の農地あっせん希望の一覧です。

引き続き、農地の集積についてご協力をお願いします。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑等ありますか。

(なし)

無いようですので、他に事務局から何かありますか。

事務局

狭山市では新規就農を目指す方が数名いますが、その中で、4月から研修に入るための農地を探している方がいます。あっせん台帳に記載されている農地も検討しましたが、まだ探している状態ですので、条件が合いそうな農地がありましたら、情報提供をお願いします。その他の新規就農希望の方にも農地をあっせんしていきたいので、併せて情報提供をお願いします。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑等ありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第11回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。